

## 第3回 森町学校のあり方検討会

平成29年9月6日（水）  
午後2時00分～  
森町文化会館小ホール

### 【次 第】

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 協議事項
  - (1) 学校再編に向けた検討について
  - (2) アンケートの実施について
  - (3) 地域との意見交換について

### 4 その他（連絡事項）

次回開催予定日 11月13日（月） 14時～

### 5 閉 会

(1) 学校再編に向けた検討について

**【参考資料】**

**ア 学校規模の視点から**

○学校教育法施行規則

第 41 条 小学校の学級数は、12 学級以上 18 学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

※同条の規定は、第 79 条で中学校に準用。

小規模校のメリット、デメリット

**【学習活動】**

- 一人一人に目が届きやすく、きめ細かな指導が行いやすい。
- 異年齢の学習活動を組みやすく、体験的な学習や校外学習を機動的に行うことができる。
- 学校行事において一人一人の個別の活動機会を設定しやすい。
- 意見や感想を発表できる機会が多くなる。
- 集団の中で多様な考え方に触れる機会や学び合いの機会、切磋琢磨する機会が少ない。
- 1 学年 1 学級の場合、ともに努力してより良い集団を目指す、学級間の相互啓発がなされにくい。
- 運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に制約が生じやすい。
- 中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しにくい。
- 児童生徒数、教職員数が少ないため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態を取りにくい。
- 中学校では、部活動の設置が限定され、選択の幅が狭くなる。

**【生活面】**

- 児童・生徒相互の人間関係が深まりやすい。
- 異学年間の縦の交流が生まれやすい。
- 様々な活動において一人一人がリーダーを務める機会が多くなる。
- クラス替えが困難なことなどから、人間関係や相互の評価等が固定化しやすい。
- 集団内の男女比に極端な偏りが生じやすくなる可能性がある。
- 班活動やグループ分けに制約が生じる。
- 教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる。
- 組織的な体制が組みにくく、指導方法等に制約が生じやすい。

## イ 通学方法（距離・時間）の視点から

～公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引～

### 【通学距離による考え方】

- これらを踏まえれば、徒歩や自転車による通学距離としては、小学校で4 km以内、中学校で6 km以内という基準はおおよその目安として引き続き妥当であると考えられます。その上で、各市町村においては、通学路の安全確保の状況や地理的な条件に加え、徒歩による通学なのか、一部の児童生徒について自転車通学を認めたり、スクールバスを導入したりするのかなども考慮の上、児童生徒の実態や地域の実情を踏まえた適切な通学距離の基準を設定することが望まれます。

### 【通学時間による考え方】

- 他方、児童生徒の実際の通学の状況を見た場合、スクールバスの導入事例や多様な交通機関の活用事例が増加しており、児童生徒の通学条件を、徒歩や自転車による通学を前提とした通学距離だけで設定することは実態にそぐわないケースが増えています。上述した、公立小・中学校の施設費の国庫負担においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認める場合には、4 km、6 kmの範囲に収まらない統合に伴う施設整備も同様に国庫負担の対象としており、実際にはスクールバス等を活用することにより、小学校で4 km、中学校で6 kmの通学距離を大きく上回る統合事例もあります。
- このため、通学時間の観点から各市町村の通学条件の基準を調査した結果、「交通機関を利用した場合の通学時間」を基準として設定している市町村の中では、おおむね1時間以内と設定している例が多いことが明らかになりました。また、過去の統合事例を分析したところ、統合後の最遠方からの通学時間は10分未満～75分までと幅広いものの、9割以上が1時間以内となっていました。

## ウ 地域コミュニティの核としての視点から

～公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引～

- 同時に、小・中学校は児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、各地域のコミュニティの核としての性格を有することが多く、防災、保育、地域の交流の場等、様々な機能を併せ持っています。また、学校教育は地域の未来の担い手である子供たちを育む営みでもあり、まちづくりの在り方と密接不可分であるという性格も持っています。
  
- このため、学校規模の適正化や適正配置の具体的な検討については、行政が一方的に進める性格のものでないことは言うまでもありません。各市町村においては、上記のような学校が持つ多様な機能にも留意し、学校教育の直接の受益者である児童生徒の保護者や将来の受益者である就学前の子供の保護者の声を重視しつつ、地域住民の十分な理解と協力を得るなど「地域とともにある学校づくり」の視点を踏まえた丁寧な議論を行うことが望まれます。

## エ 特色ある学校の形態について

- ・ 特認校
- ・ 義務教育学校と施設一体校
- ・ 教育課程特例校
- ・ 山村留学
- ・ 放課後子ども教室と放課後児童クラブ